

ドイツの環境政策

－循環型経済・廃棄物法をめぐって（その三）－

宝 福 則 子

目 次

- 3. 4 回避不可能な廃棄物の処理
- 3. 4. 1 廃棄物の再活用及び除去処理責任者
- 3. 4. 2 引き渡し義務
- 3. 4. 3 生産者又は販売者への返還義務
- 3. 4. 4 回避不可能な廃棄物の処理についての概観

3. 4 回避不可能な廃棄物の処理

回避されなかった廃棄物は、まず再活用されねばならない。それが不可能な場合に、除去されねばならない、という処理に関する優先順位がある。この処理は、第5条により、廃棄物発生者¹⁾及び所有者に課され、又、第15条第1項、第17条第6項第1文、第18条第2項第2文により、公法上の処理担当機関及び民間の処理担当機関に課される。

第4条には、循環型経済の原則が挙げられ、ここに再活用の原則が挙げられている。第3項及び第4項では、原料としての資源の再活用とエネルギーとしての再活用が区別されている。問題なのは、多くの場合、ある特定の措置が、原料又はエネルギーとしての再活用と見なされるのか、あるいは廃棄物の除去と見なされるのかどうか、ということである。そこで、この第3、4項では、再活用であるか除去であるかは、その措置の主要目的に占める割合に従って決定すると規定している。

1) これまで原文の“Abfallerzeuger”を「廃棄物生産者」としていたが、本稿より、「廃棄物発生者」と改める。

第10条では、廃棄物除去の原則が挙げられている。第1項は、再活用されない廃棄物は、永続的に循環型経済から排除され、社会の安全維持のために、除去されねばならない、と規定している。第2項は、目標基準を含み、特に、廃棄物を加工することによって、その量及び有害性を削減しなければならない、と指示している。第3項により、これらの措置は、国内で行われねばならない。

第4項は、廃棄物が公共の安全を侵さないように除去されることを要求し、さらにどんな場合に公共の安全の侵害があるか、ということをも6ケースにわたり記述している。²⁾

3. 4. 1 廃棄物の再活用及び除去処理責任者

今や、循環型経済・廃棄物法では、原則的に、廃棄物の発生者又は所有者は、廃棄物をまず再活用し、それが不可能な場合にはじめて、除去することを義務づけられている。これは、第4条、第10条で規定された循環経済と公益に適った廃棄物除去の原則を、廃棄物発生者及び廃棄物所有者が基本義務として負う、とする第5条又は第11条に依る（特に第5条第2項と第11条第1項を参照）。廃棄物発生者及び廃棄物所有者は、その義務の遂行を第三者に委託はできるが、しかし、義務履行の責任を負う（第16条第1項）。

廃棄物の「発生者」及び廃棄物の「所有者」という概念は、循環型経済・廃棄物法第3条で定義されている。すなわち、発生者とは、その活動によって廃棄物を発生させた自然人又は法人である。又は、廃棄物の自然の形態や組成の変化に影響をもたらす、前処理、混合、その他の加工を行った者すべてである（第5項）。所有者とは、廃棄物に対する事実上の物的支配権を有する自然人及び法人である（第6項）。B. Reefによると、発生者も所有者も同一である。例外としては、例えば、使用不可能な自動車を違法に私有地に放置した場合である。自動車は廃棄物と見なされるわけだが、その廃棄物の発生者は、その自動車の所有者、つまり、その自動車の最後の所有者である。しかし、その廃棄

2) 本稿（その2）、「商学討究」第49巻第1号掲載を参照されたい。

物としての自動車の所有者は土地所有者である。なぜなら、土地所有者が、その自動車に関する実際上の物的支配権を有しているからである。³⁾

廃棄物発生者又は廃棄物所有者が処理義務を負うという原則には、例外がある。

すなわち、廃棄物発生者又は廃棄物所有者が他の機関に (1)引き渡さなければならぬ廃棄物の場合、あるいは (2)それらの者を、その処理義務から解放する結果を伴って、引き渡すことができ、且つ実際に引き渡す廃棄物の場合は、廃棄物発生者あるいは廃棄物所有者に原則上の処理義務はない。

そのような廃棄物の再活用又は除去処理については、元来の発生者あるいは所有者の代わりに、廃棄物の引き取りを義務づけられた、又は自由意思にもとづき引き取った、他の機関に義務づけられる。⁴⁾

他の機関とは、以下の通りである。

- 1) 州法によって規定された、公法上の処理担当機関：つまり、市町村のような地方自治体。
- 2) 民間処理機関：民間処理機関として循環型経済・廃棄物法では、以下を想定している。

連 合 会 *Verbände* (第17条)：これは、営利企業並びにその他の経済的企業又は公共施設(ただし、民間家庭は除外)で生じる廃棄物の生産者と所有者が、その廃棄物を処理するという目的のために設立することができる。例えば、手工業部門の企業や民間及び自治体の処理機関参加の同業組合により、設立される。

付属組織 *Einrichtungen* (第18条)：これは、経済自治団体(商工会議所、手工業会議所、農業会議所等)により、上記と同様の目的のために設立することができる。

民間の処理機関は、以下の二通りの方法で、処理機能を引き受けることが

3) 1996年12月20日の Dr. B. Reef のゼミナール「環境政策」における質疑応答による。

4) Köller, *Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz. Textausgabe mit Erläuterungen*. 2., überarbeitete und erweiterte Auflage, Berlin 1996 S. 180f.

できる。

(a) 営利企業並びにその他の経済企業及び公共施設で生じる廃棄物の発生者及び所有者は、連合会あるいは付属組織に再活用義務の履行を委任することができる。ではあるが、その義務履行に対する責任は厳然として残る(第16条第2項並びにそれに関連する第17条第1項, 第18条第2項)。連合会あるいは付属組織自体は、処理義務を引き受けずに、義務の履行の援助のためのサービス機関として、履行のための技術的な業務の遂行のみを引き受ける。例えば手工業会議所は、廃棄物法上の義務を負うことなく、手工業企業の委託により、特定の廃棄物を処理する安全処理連合会あるいは類似の機関を設置できる。ではあるが、当該廃棄物が、自治体の処理義務から排除された場合にのみ、民間処理機関へ廃棄物の除去処理を委託できる。

(b) 営利企業並びにその他の経済企業あるいは公共施設で生じる廃棄物の発生者及び所有者の義務は、連合会又は会議所からの管轄官庁への申請によって、連合会又は付属組織に移行される。廃棄物の発生者及び所有者は、そのかぎり、廃棄物を民間処理機関に委託するのと同様に、処理義務から解放される。これらの者に代わって、連合会ないしは会議所の付属組織が、委託された廃棄物の処理義務を負い、且つその廃棄物を処理する権利を得る。義務の移行は、連合会ないしは付属組織による処理の可能な廃棄物の幅を拡大する。つまり、民間処理機関へのすべての除去用廃棄物の処理の委託は、公法上の処理機関が、その廃棄物処理を排除した場合にかぎり、可能だからである。

管轄官庁は、社会の安全保持のために、発生者及び所有者自身がその義務を遂行しない場合には、当該連合会又は付属組織に移行された責務分野の範囲内で、且つその目的の範囲内で、その他の発生分野から生じたすべての廃棄物の除去処理、特に連合会に所属しない他の発生者及び所有者の廃棄物の除去処理を、連合会又は付属組織に義務づけることができる。ただし、第15条第2項の規定に依り、公法上の処理機関は、第

三者や民間処理機関に義務が移行した場合であっても、家庭ゴミの処理義務から解放はされない。つまり、この規定には、民間処理機関は、家庭ゴミの処理義務を負わせられることはない、という含みがあるからである。その他にも、連合会又は付属組織の目的規定によっても、排除されうる。管轄官庁は、この目的規定を尊重しなければならない。

例えば、Arzt/Siedererによると、自動車塗装業連合会は、連合会に所属しない自動車塗装工場で生じた除去用廃棄物もすべて、処理する義務を負わされうる。当該地域で他に安全処理組織が存在しなかったり、あるいはきちんとした廃棄物の除去処理が保障されない場合は、公共安全のために、そのような義務が課されうる。ただし、例えば、この連合会に自動車修理工場から生じる、古オイルや他の廃棄物に対する除去処理を課すことは、不可能であろう。連合会に移行された処理義務は、自動車塗装業者の連合会の目的に関連した活動をする団体の廃棄物処理に限定されるからである。⁵⁾

連合会及び会議所の付属組織、あるいは民間の第三者へ処理義務を移行する場合、これらが義務を履行するための援助的なサービスをするという程度の関与をするとされているのと同様に、その義務の範囲については、管轄官庁の裁量によるが、その裁量の幅については、まだ明確化する必要がある。その上、連合会又は付属組織へ義務を移行するについては、公法上の処理機関の同意が必要である。しかし、どのような前提条件のもとで公法上の処理機関が同意しなければならないのか、又は拒否できるのかは、同様にまだ規定されていない。⁶⁾

- 3) 公法上の処理機関又は民間処理機関の処理義務を移行された第三者：ただし、この場合には、公法上の処理機関又は民間処理機関の代わりに、い

5) Arzt, C./W. Siederer : Drittbeauftragung und Pflichtenübertragung, in : Gaßner, H./A. Versmann (Hrsg.), *Neuordnung kommunaler Aufgaben im Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz*, Berlin 1996, S.61

6) Kahl, W.: Die Privatisierung der Entsorgungsordnung nach dem Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz; in : *Deutsches Verwaltungsblatt* 24/1995, S.1330f

まや第三者に引き渡し義務がある，ということを規定しなかった。

- 4) 州法によって規定された特殊廃棄物処理組織。
- 5) 廃棄物を義務上、あるいは自由意思にもとづき引き取る生産者及び販売者。

3. 4. 2 引き渡し義務⁷⁾

循環型経済・廃棄物法は、以下の引き渡し義務に関する事項を規定した。

1) 公法上の処理機関に対する引き渡し義務（第13条第1項）

第1に、民間家庭で生じる廃棄物の発生者と所有者は、その廃棄物が再活用できる状態にない場合や、あるいは再活用する意思がないかぎり、その廃棄物を公法上の処理機関に引き渡さなければならない。

その所有者が第三者に、あるいは他の廃棄物所有者と共同で再活用させる又は再活用させる意思のある民間家庭廃棄物の場合、あるいは所有者固有の施設又は地所内で再活用される廃棄物は、公法上の処理機関に対する引き渡し義務から除外されるかどうか、ということが論議されている。

第2に、循環型経済・廃棄物法で新規に登場した専門用語、すなわち民間家庭という「他の分野で発生した除去用廃棄物」については、その廃棄物の発生者及び所有者は、公法上の処理機関に引き渡さなければならない。ただし、発生者及び所有者が、固有の施設で除去し、引き渡さなくとも公共上の利害を著しく侵さない場合は、そのかぎりではない。

廃棄物所有者固有の処理施設における処理計画にもかかわらず、「著しい公共上の利害」という理由にもとづき、営利企業から生じる除去用廃棄物の公法上の処理機関への引き渡しを要求できるのは、そのような自己処理が処理義務を負う団体の計画や処理保障を侵害すると解釈されるからである。自治体の処理施設を十分に稼働できない結果、その経済的な操業が脅かされたり、あるいは他の引き渡し義務のある者にとっては負担できない程の料金の引き上げによってのみ操業されうるということなら、処理保

7) これまで原文の“Überlassungspflicht”を「委託義務」としていたが、本稿より「引き渡し義務」と改める。

障が脅かされうる。⁸⁾

2) 引き渡し義務を免除される例外的な廃棄物

公法上の処理機関への引き渡し義務には例外があり、引き渡し義務を免除される廃棄物は、以下の通りである。

- a) 引き取り義務あるいは返還義務のある廃棄物で、非公法上の処理機関が、その引き取りに協力し、引き取り義務を負う者に実際に返還される場合。もし、そうでなければ、この廃棄物は公法上の処理機関に引き渡されなければならない(同第3項)。
- b) これまで通り、公益的な又は営利企業による収集によって、きちんとした無害の再活用のために供給される廃棄物(要特別監視廃棄物 *besonders überwachungsbedürftige Abfälle*)も例外である。

DSD (*Duales System Deutschland GmbH*) のようなシステムは、この規定を業務の根拠にするだろう。すなわち、DSDは、包装容器廃棄物の引き取り義務を負う生産者及び販売者が、義務を履行するためのサービスをする。具体的には、DSDは、消費者が特定の収集日に指定場所に、指定の黄色い半透明のビニール袋に入れて置いた包装廃棄物を収集し、これを再活用のための原料として供給する。つまり、引き取り義務を負う生産者と販売者を義務から解放するわけである。
- c) 民間の処理機関あるいは第三者に、処理義務が移行されたものとして引き渡される廃棄物(同第2項)。
- d) 自由意思により、生産者又は販売者によって引き取られる廃棄物(同第3項)。

8) ドイツでは、家庭ゴミは、地方自治体が有料で収集し、処理する。自治体としては、将来的な計画のもとに処理施設の拡張等を行うわけであるが、それに見合う程に十分に廃棄物が収集され処理されるなら、問題はない。しかし、具体的な例を挙げると、例えば、カッセル市(郡から独立した自由都市)の廃棄物焼却施設は、数年前に大幅に拡張されたが、それに見合う量の廃棄物を焼却するほどには、十分に稼働していない。その為、無駄な投資をし、市の財政に負担を与えたとして、市長は拡張計画をめぐり、批判の矢面に立たされている。

ではあるが、この法的基盤は明確でない。ひょっとしたら、これは営利企業の収集により再活用のために引き渡された廃棄物と見なされる。そのため、引き渡し義務から免除される。「第25条及び第26条により、廃棄物の自由意思にもとづく引き取りは、営利企業による収集とは見なされない。この規則は、特に、自由意思にもとづく引き取る生産者及び販売者を、第5条及び第11条による廃棄物所有者の義務下に置く。第13条第3項第3号の意味で、営利目的のために特定の廃棄物を収集し、それを収集者にとって経営上意義のある再活用のために供給するという、営利企業による収集との相違は、以下の点にある。すなわち、第25条及び第26条の意味での自由意思にもとづく引き取りは、生産者及び販売者が生産物を販売するに当たり、古い器械（例えば、冷蔵庫又は洗濯機）を引き取り、それをきちんと再活用又は除去する気を起こさせるための刺激となる。ではあるが、第25条及び第26条には、引き渡し義務の制限が含まれているのか、あるいは第13条第3項と同類と仮定されるのかは、条文からは、明確にはわからない。第25条及び第26条が、直接的あるいは間接的に引き渡し義務の免除に結びつくのかどうかという問題は、裁判所による判断を必要とする。」⁹⁾

e) 公法上の処理機関の処理義務から排除された、例外的な廃棄物。

すなわち、循環型経済・廃棄物法は、公法上の処理機関並びに処理義務を移行された場合の民間処理機関に対し、特定の廃棄物を処理義務から排除するという旧廃棄物法の規定に比べ、より拡大された権利を留保している（第15条第3項）。それは、以下の場合である。

— これまでと同様に、民間家庭から生じたものでない、さらにその種類と量あるいは性質故に民間家庭廃棄物と一緒に除去できない廃棄物。

9) Arzt, C.: Neuordnung der Überlassungs- und Entsorgungspflichten, in: Gaßner, H./A. Versmann (Hrsg), *Neuordnung kommunaler Aufgaben im Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz* 1996, S. 39

- 他の処理機関あるいは第三者により、州の廃棄物経済計画と一致する環境に適った除去が保障されている、民間家庭としての他の発生分野から生じた廃棄物。

この場合、民間処理機関に処理義務が移行する廃棄物を指すのではない。なぜなら、この場合、第15条第2項により、原則的に公法上の処理機関の処理義務がなくなるからである。この例外の可能性は、民間処理機関又は第三者が、それに対する義務を伴わずに、処理の可能性を供与するという場合に適用される。¹⁰⁾

- 引き取り義務のある、さらにそのために適当な引き取り施設が実際に準備されている廃棄物。

例外とされた廃棄物に関しては、その処理義務が廃棄物発生者及び所有者に戻る。ただし、その廃棄物が、他の処理機関に引き渡される場合や、あるいはそのような機関に自由意思にもとづいて引き渡される場合は、そのかぎりではない。

3) 自治体への引き渡し義務から除外された廃棄物の処理義務

自治体への引き渡し義務から除外された廃棄物は、その廃棄物が生産者及び販売者に返還される場合は、これらが処理義務を負う（循環型経済・廃棄物法第26条）。民間処理機関に引き渡される廃棄物の例外規則は、元来の生産者及び販売者に代わって、民間処理機関が再活用及び除去義務を負うということを明確に含んでいる。公益的あるいは営利的企業による収集に引き渡した廃棄物の生産者及び販売者が、さらに廃棄物の再活用に責任があるのかどうか、あるいは公益的機関又は営利的収集業者は、廃棄物を引き取ることによって、元来の生産者及び販売者からその処理に対する責任をも引き受けるのかどうかは、明確でない。

10) ebd., S.47

4) 民間処理業者に対する引き渡し義務

民間処理機関に当該廃棄物の処理義務が移行され、さらに民間処理機関が移行された処理義務を履行するために、引き渡し義務を必要とするかぎり、家庭から生じたものではない除去用廃棄物の生産者及び販売者は、循環型経済・廃棄物法第17条第6項第2文ないしは第18条第2項第2文により、この廃棄物を民間処理機関に引き渡さなければならない。循環型経済・廃棄物法第17条第6項第4文に従うと、廃棄物を自ら処理するという発生者及び所有者の権限は不動である。これに関しては、以下のように解釈できる。すなわち、所有者又は発生者がその再活用不可能な廃棄物を自分自身で除去（固有の施設において除去処理、あるいは第三者による除去処理）しない場合にのみ、民間処理機関に対する引き渡し義務を負う。¹¹⁾

第13条第1項は、除去用家庭ゴミと営利企業から生じた廃棄物に対する引き渡し義務を制限している（この条項については、第17条第6項第2文、さらにこれについては第18条第2項第2文と関連する）。この際、家庭ゴミの引き渡し義務は、公法上の処理機関に対してのみあるのであって、民間処理機関に対してはない。だから民間処理機関は、再活用用廃棄物の引き渡しを要求できないということから出発しているわけである。ではあるが、営利企業から生じた廃棄物の再活用が、基本的に民間処理機関に移行された義務の対象に入る、という可能性を排除するわけではない。実際にそのような廃棄物を引き渡される場合にのみ、連合会ないしは会議所付属組織に、具体的な処理義務が生じるということである。

主要な解釈によると、民間家庭は、その家庭ゴミの民間処理機関への引き渡し義務を負わせられることはない。もし引き渡し義務を負わせられるとしたら、廃棄物の処理が民間処理機関あるいは第三者に義務として引き受けられるかぎりにおいてのみ、民間家庭としての他の発生分野からの廃

11) Hölcher, F.: Öffentliche und private Abfallentsorgung. Ihre Stellung nach dem Abfallgesetz und dem Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz, in: *Zeitschrift für Umweltrecht - ZUR* 4/1995, S.181

棄物の処理義務から公法上の処理機関が解放される、という規定に反する。したがって、公法上の処理機関は、家庭ゴミの処理義務から解放されない。このことから、逆に見ると、連合会あるいは会議所付属組織は、家庭ゴミの処理義務を負わせられない、という帰結が導き出される。

民間処理機関への引き渡し義務は、その処理が民間処理機関に義務として負わせられた廃棄物の場合にのみ生じる。又、元来、義務を負っていた者が、義務の移行によって、その義務から解放されるのであって、複数の処理機関が同時に、特定の廃棄物の処理義務を負うということはない。¹²⁾

ここでも、引き取り義務あるいは返還義務のある、公益上の収集あるいは営利企業による収集によって、再活用に引き渡された廃棄物並びに処理義務から排除された廃棄物は例外である。

5) 要特別監視廃棄物に対する引き渡し義務及び提供義務

循環型経済・廃棄物法第13条第4項は、連邦各州に対し、特に監視が必要な廃棄物に対する引き渡し義務及び提供義務に関する法律を制定することを許している。そのために、除去用の要特別監視廃棄物は、州によっては、無制限の引き渡し義務あるいは提供義務を負わされうる。再活用用の要特別監視廃棄物に関しては、きちんとした再活用の方法が保障されない場合にかぎり、引き渡し義務あるいは提供義務を負わされうる。このような廃棄物は、連邦政府による法規命令によって規定される。循環型経済・廃棄物法の施行以前に存在していた、再活用用の要特別監視廃棄物に対する州法上の提供義務は、そのまま残っている。

民間処理機関及び第三者に安全処理義務が移行し、さらにこれらの者が、当該廃棄物をその安全処理義務から排除しなかった場合にかぎり、これらの者は、州法によって規定された要特別監視廃棄物に対する提供義務及び引き渡し義務を負わされない（第13条第4項第5文）。つまり、営利企業で発生した要特別監視廃棄物は、州法で定められた特定の組織への提供義

12) ebd., S. 180

務及び引き渡し義務にもかかわらず、これらの機関を通さずに、民間処理機関あるいは第三者が処理できるということである。管轄官庁がこの処理経路を断つのかどうか、そしてどの程度に断つか、つまり、処理連合会あるいは会議所からの特別廃棄物の安全処理義務の移行に関する申請を拒否するか、その決定の余地がどのような法的制限を受けるかは、判例がでるまで待ってみなければ分からない。

3. 4. 3 生産者又は販売者への返還義務

第24条第2項第2号は、特定の廃棄物の所有者が、この廃棄物を引き取り義務のある生産者又は販売者に引き渡さなければならないということ、法規命令によって規定する権限を連邦政府に与えている。ではあるが、そのような法規命令は、これまでに制定されていない。

引き渡し義務があるということは、同時に廃棄物発生者及び所有者が、自分で選択し、また自分の責任で、廃棄物の安全処理方法を選ぶ権利を制限されるということである。

引き渡し義務を負う廃棄物の他にも、所有者あるいは発生者が、その義務を負っていないと、民間処理機関に引き渡すことができ、且つその処理義務がこの民間処理機関に移行された廃棄物に対しても、廃棄物発生者あるいは所有者の基本的な安全処理義務は、無くなる。つまり、民間処理機関への義務移行とは、最初に義務を負っていた者を義務から解放するということを含んでいる。だから、そのような廃棄物の発生者及び所有者は、その引き渡しの権利を行使しない場合にかぎり、その廃棄物の安全処理に責任を負う。

3. 4. 4 回避不可能な廃棄物の処理についての概観

以下のように、循環型経済・廃棄物法によって命令された、あるいは認められている、回避不可能な廃棄物の処理経路について概観してみる。部分的にはさらに、その廃棄物に特有な処理方法別に分け、あるいは営利企業より排出される特別に処理すべき廃棄物を分類する。

1) 独自管理による処理

a) 工場内除去あるいは再活用：著しい公共上の利害が、公法上の処理機関への引き渡しを必要としないかぎり、企業は、特別に監視を必要としない除去用廃棄物を、固有の施設で処理できる。

監視を必要としない廃棄物の固有の施設内での再活用は、法が要求するすべての事項を満たすと想定されている。ただし、この留保条件が無くとも可能である。つまり、再活用用の廃棄物に関しては、原則的に公法上の処理機関あるいは民間処理機関への引き渡し義務がないからである。

固有の施設内での特殊廃棄物 Sonderabfälle の除去あるいは再活用は、州法上の特定の引き渡し義務あるいは自治体管轄の機関への引き渡し義務と対立することもありうる。

b) 第三者への引き渡し：(1)営利的廃棄物収集業者を通じて委託する場合と、(2)廃棄物を除去処理する企業又は再活用する企業あるいは家庭へ直接搬入し、引き渡す場合がある。

営利企業は、以下のような除去用廃棄物の安全処理を第三者に委託できる。つまり、公法上の処理機関が、その処理義務から排除した廃棄物、生産者及び販売者への返還義務のない廃棄物、特定の引き渡し義務や提供義務のない特殊廃棄物等の除去用廃棄物の安全処理を第三者に委託できる。

除去用廃棄物の安全処理義務が、民間処理機関に移行されるかぎり、企業はこの廃棄物もまた独自の管理により処理できる。

再活用用の廃棄物については、原則的に引き渡し義務はない。

再活用用の廃棄物が、再活用用の要特別監視廃棄物として法規命令により規定されていないかぎり、且つこの場合に、州法上、特定の特殊廃棄物処理機関への引き渡し義務あるいは提供義務が無い限り、その他の法的な規定の枠内で、営利企業は再活用の処理経路を自由に選択できる。

以下の廃棄物に関しては、営利企業は、第三者に委託する以外に、そ

の処理方法はない。

- 企業が固有の施設内で再活用あるいは除去処理できない廃棄物，
- 公法上の処理機関が，その処理義務から排除した廃棄物，
- その処理義務が，民間処理機関にも第三者にも移行されていない廃棄物
- 生産者あるいは販売者により直接，又は委託された第三者を通し，あるいは共同返還システムにより，引き取られる廃棄物，
- 州法による引き渡し義務あるいは提供義務のない特殊廃棄物。

営利上の処理企業の他に，全ての公法上，民法上の法人が，第三者として委託を受けることができる。例えば，市町村のような自治体，公法上の処理連合会，循環型経済・廃棄物法第17条が定める処理連合会，あるいは循環型経済・廃棄物法第18条が定める会議所の付属組織がこれに相当する。又，例えば，同業組合の仲介により設立された，特定の廃棄物又は全ての廃棄物処理のための，複数の企業による処理組合もこれに相当する。

- 2) 公法上の処理機関による安全処理に至るまでの廃棄物の収集及び搬入方法
 - a) 処理義務のある団体を通じた，あるいはその団体に委託された第三者による残留廃棄物安全処理までの収集・運搬：(1)処理義務のある団体，あるいはその団体に委託された第三者による，民間家庭の残留廃棄物と一緒に収集・搬入される業務廃棄物，(2)処理義務のある団体，あるいはその団体に委託された第三者による，家庭ゴミに類似した営利企業で発生した廃棄物の個別収集及び搬入，(3)安全処理施設への自己搬入等。
 - b) 処理義務のある団体，あるいはその団体に委託された第三者が，工業原料として利用価値のある廃棄物 Wertstoff を収集する。
 - c) 処理義務のある団体，あるいはその団体に委託された第三者が，特殊廃棄物を収集する。

営利企業から生じるすべての除去用の廃棄物，つまり，廃棄物発生者又は所有者自身も，その団体に委託された第三者も，再活用しない廃棄

物はすべて、公法上の処理機関に引き渡さなければならない。そのような廃棄物とは、以下の通り。

- 固有の施設がないために、固有の施設で除去できない廃棄物、あるいは著しい公共上の利害から引き渡しを要するために、固有の施設で除去することが許されない廃棄物、
- 引き取り義務又は返還義務を負わない廃棄物、
- 公益的、あるいは営利的収集によって、きちんとした、且つ無害な再活用に引き渡されることが保障されない廃棄物、
- 民間処理機関にその安全処理義務がない廃棄物、あるいは第三者にその安全処理義務が移行されない廃棄物、
- 公法上の処理機関の処理義務から排除されなかった廃棄物等である。

これらに加え、営利企業には、以下のような廃棄物を公法上の処理機関を通じて処分するという選択権がある。そのような廃棄物とは、以下の通り。

- 公法上の処理機関が、その処理義務から排除しなかった廃棄物、
- 固有の施設で処理できる廃棄物、あるいは処理することを許される廃棄物、
- 引き取り義務はあるが、返還義務のない、且つその引き取りに公法上の処理機関が関わらない廃棄物。この場合、次項に挙げる処理の可能性がなければ、処理義務のある団体に引き渡さなければならない。
- 公益的、あるいは営利的収集により、きちんとした、且つ無害な再活用に引き渡されることが保障されない廃棄物等である。

3) 処理義務を移行された民間処理機関あるいは第三者を通じた処理

その除去又は再活用の処理義務が、民間処理機関に移行された廃棄物は、これを通じて処理されねばならない。ただし、以下の廃棄物の場合は例外である。

- 引き取り義務又は返還義務下にある廃棄物、

- 公益的あるいは営利的収集により、きちんとした、且つ無害な再活用に引き渡されることが保障されない廃棄物、あるいは
- その発生者又は所有者が、固有の施設で除去又は再活用する廃棄物等である。

4) 州法による管轄組織を通じた特殊廃棄物の安全処理

当該連邦州が要特別監視廃棄物に対する引き渡し義務、あるいは提供義務を定めているかぎり、企業は、そのような廃棄物を州法により特殊廃棄物処理機関として定められた組織を通じ、処理しなければならない。ただし、州法が例外を許す場合もある。

5) 生産者又は販売者、あるいはその委託による第三者への返還後の除去又は再活用、あるいは生産者及び販売者により共同設立された引き取りシステム（例えば、DSD）による収集後の除去又は再活用

営利企業で発生する多様な種類の廃棄物は、部分的には法的義務により、あるいは生産者又は販売者の自由意思により、引き取られる。あるいは、生産者又は販売者の委託による第三者や、又は共同設立されたシステムにより、引き取られる。法規命令により、生産者又は販売者が引き取らなければならない廃棄物は、公法上の処理機関又は民間処理機関への引き渡し義務を免除されている。循環型経済・廃棄物法は、法規命令の発令者が特定種類の廃棄物の引き取りを、生産者又は販売者に強制的に命令することを可能にしている。